

# その施術、健康保険が使える？

～柔道整復師（接骨院・整骨院）で健康保険を使う際のルールを正しく知ましょう～



「各種保険取扱い」と看板や広告を出している接骨院・整骨院もありますが、すべての施術が保険適用になるわけではありません。健康保険が適用される範囲は限られています。（適用されない場合は全額自己負担となります）



## 健康保険が使える場合

（一部自己負担）

外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）

※骨折、脱臼については応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要となります



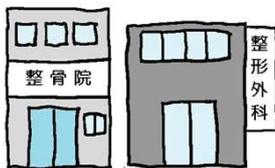
## 健康保険が使えない場合

（全額自己負担）

スポーツなどによる筋肉疲労・使い過ぎによる痛み



保険医療機関（病院・診療所など）で同じ傷病等で治療中



日常生活からくる疲労、肩こり、慢性的な腰痛



原因がはっきりしない痛みや成長痛



慰安目的のマッサージ代わり、骨盤矯正、出産に伴う不調



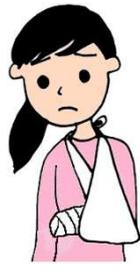
病気（神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニアなど）や加齢による痛み（五十肩など）やこり



症状の改善がみられない長期の施術、治療後に自然再発した痛み



医師の同意がない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）



交通事故など第三者による負傷や後遺症



仕事や通勤途中の負傷



利用時の  
注意点

痛みの原因を  
正確に伝える



領収書は必ず  
受け取る



書類は白紙で  
署名しない



重複受診は  
出来ません

医療機関（病院・診療所）で医師の治療や・薬の処方を受けている間は、同じケガについて柔道整復師（接骨院・整骨院）の施術を受けても健康保険は使えません！！